

年末調整「未済」の 原因チェック & 対応フロー

 Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年3月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

年末調整「未済」の原因

年末調整「未済」の原因

年末調整「未済」とは

年末調整とは、会社が従業員に代わって、毎月の給与や賞与から天引きした源泉徴収税額の合計と、その年に納めるべき正しい所得税額（年税額）との差額を精算する手続きです。

「未済」とは、この年末調整が行われず、所得税額が確定していない状態を指します。これにより、税金を納め過ぎていても還付されず、逆に不足している場合は未納の状態が続くことになります。

年末調整「未済」となるケース

年末調整が「未済」となる主なケースと具体的な理由は以下の通りです。

- **年の途中で退職し、年内に再就職しない**

年末調整は、その年の12月31日時点で在籍している従業員を対象に行うのが原則です。

そのため、年の途中で退職し、年末時点でどの会社にも所属していない場合は「未済」となります。

年末調整「未済」の原因

- **複数の企業から給与を得ている**

所得税法上、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は1か所の勤務先にしか提出できません。年末調整は、この申告書が提出されている主たる給与の支払先でのみ行われます。したがって、それ以外の従たる給与（副業など）については年末調整の対象外となります。

- **給与の年間収入金額が2,000万円を超える**

所得税法で「給与収入が2,000万円を超える人は年末調整の対象外」と定められているために、自身での確定申告が法律で義務付けられています。

- **住宅ローン控除を初めて受ける**

適用初年度は、居住開始年月日、借入金の詳細、家屋の面積など、税務署が控除の適用要件を厳密に確認する必要があります。そのため、年末調整ではなく、必要書類を揃えて確定申告を行う必要があります。

※2年目以降は、税務署から送付される証明書と金融機関の残高証明書を勤務先に提出することで年末調整が可能です。

年末調整「未済」の確認方法

年末調整「未済」の確認方法

年末調整が行われたかどうかは、勤務先から交付される「給与所得の源泉徴収票」で確認できます。以下の項目に該当する場合、「未済」の可能性が高いです。

- 「摘要」欄に「年調未済」と記載されている
- 「給与所得控除後の金額」や「所得控除の額の合計額」の欄が空欄になっている
年末調整が行われていれば、収入に応じた給与所得控除や、生命保険料控除・扶養控除などの各種所得控除が計算され、金額が記載されます。これらの欄が空欄の場合、税額計算の前提となる控除額が一切算入されていないことを意味します。
- 源泉徴収税額表の「乙」欄にチェックが入っている
源泉徴収票には「甲」「乙」の区分があります。「甲」は主たる給与（扶養控除等申告書を提出）、「乙」は従たる給与（副業など）に適用されます。「乙」欄にチェックがある給与は、年末調整の対象外であるため、この収入については別途確定申告が必要です。

（補足）「摘要」欄に「普通徴収」と記載がある場合

これは所得税ではなく住民税に関する記載です。年末調整が未済で確定申告も行わない場合など、翌年度の住民税が給与から天引きされず、自宅に送付される納付書で自身で納める「普通徴収」になることがあります。

年末調整が「未済」だった場合の対応

年末調整が「未済」だった場合の対応

年末調整が未済のまま放置すると、各種控除が適用されず、納めすぎた所得税の還付が受けられません。また、意図せず申告漏れと判断され、加算税や延滞税といったペナルティが課されるリスクがあります。

未済の原因に応じて、以下の対応が必要です。

- **年の途中で退職し、年内に再就職した場合**

新しい勤務先の年末調整の担当部署に、退職した企業から交付された源泉徴収票を必ず提出します。これにより、1年間の給与を合算して正しく年末調整が行われます。

- **上記以外の確定申告が必要なケース**

- 中途退職後、年内に再就職しなかった
- 副業等の所得がある
- 年収2,000万円超 など

年末調整が「未済」だった場合の対応

確定申告のポイント

確定申告は、1年間の全所得と税額を確定させるための重要な手続きであり、翌年度の住民税額の算定基礎にもなります。

- **申告期間**

原則、所得があった年の翌年2月16日から3月15日までです。

※納めすぎた税金の還付を受けるための申告（還付申告）は、翌年1月1日から5年間提出可能です。

- **主な必要書類**

- 確定申告書
- 全ての勤務先からの源泉徴収票（原本）
- 各種控除証明書（生命保険料、地震保険料、iDeCoの掛金など）
- マイナンバーがわかる書類、本人確認書類

- **申告方法**

- **e-Tax**：国税庁のウェブサイトから電子申告する方法。スマートフォンやPCで完結でき、便利です。
- **郵送**：作成した申告書を所轄の税務署に郵送します。
- **窓口提出**：税務署の窓口直接提出します。

【免責】

※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。

※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。また当資料は、表紙下の記載日時点の内容となっております。最新の情報、実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。